（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十一条　働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成三十年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「から第八号」を「、第二号及び第四号から第九号」に、「から第四号まで」を「、第二号、第四号及び第五号」に改める。

第五条第二項中「から第八号」を「、第二号及び第四号から第九号」に、「から第四号まで」を「、第二号、第四号及び第五号」に改める。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（第二号において「整備法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条、第十条及び第十一条（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令附則の改正規定に限る。）並びに次条から附則第五条までの規定　公布の日

二　第二条から第五条まで、第七条及び第八条の規定　整備法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（医道審議会令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　医道審議会令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

（職業安定法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　職業安定法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成三十二年三月三十日」を「令和二年三月三十日」に改める。

（児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働大臣　根本　匠

省令

○財務省令第四号

たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第三十九条第一項の規定に基づき、たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十四日

財務大臣　麻生　太郎

たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（注意表示） **第三十六条**　法第三十九条第一項に規定する製造たばこで財務省令で定めるものは、紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、加熱式たばこ、かみたばこ及びかぎたばこ（以下「紙巻等たばこ」という。）とする。 ２　法第三十九条第一項に規定する財務省令で定める文言は、別表第一、別表第二及び別表第三の上欄に掲げる紙巻等たばこの区分に応じこれらの表の下欄に掲げる文言、別表第四に掲げる文言並びに次条及び第三十六条の三の規定により消費者に誤解を生じさせないために表示する文言とする。	（注意表示） **第三十六条**　法第三十九条第一項に規定する製造たばこで財務省令で定めるものは、紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、かみたばこ及びかぎたばこ（以下「紙巻等たばこ」という。）とする。 ２　法第三十九条第一項に規定する財務省令で定める文言は、別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる文言並びに次条の規定により消費者に誤解を生じさせないために表示する文言とする。